

三里塚

井上裁判長は
口頭弁論を再開せよ！

東京高裁第15民事部

●45年不屈の農民闘争

最重要証人に対する反対尋問を認めず、立証に欠かせない実地検証を却下。あげくに、書記官を含めて法廷では誰も聞かなかつた「結審」や「判決期日」がこっそり調書に書き込まれ、後日、代理人に通告される！

この裁判は、三里塚（成田空港反対闘争）の闘争拠点をめぐる裁判です。三里塚の農民闘争は、不当な農地収用と45年間闘い、今も空港の完成を阻止しています。成田空港は構造的欠陥をかかえゆきづまりました。おいつめられた空港会社は、ふたたび闘争拠点を暴力的に破壊し、農地をとりあげようと動き出し

こんなデタラメあるものか！

第3回口頭弁論（2月4日）で井上裁判長が
実地検証と最重要証人に対する反対尋問を却下
即座に弁護団が、裁判官忌避を申し立て閉廷

ところが！ 調書には——
「結審した。判決言い渡し期日は5月20日午後2時」
などと、事実と違う記載で結審を強行！

ています。それがこの現闘本部建物の撤去を求める裁判です。（裏面に解説）

●開発行政・利益優先の政治へつらう司法の腐敗！

いま福島第1原発の人災が、福島県を中心に農畜産業・漁業を徹底的に破壊し、人々を不安に陥れています。原発も成田空港も、開発行政と企業の利益優先の産物です。

そして3・11の大震災をもってそうした政治のあり方や、「安全神話」は崩れました。この崩壊は大企業や官僚の言葉を鵜呑みにしてきた裁判（司法権力）においても同じです。

反対尋問すら認められない裁判は、裁判とは言えません。迅速裁判は拙速・えん罪裁判です。

私たちは、行政へつらう司法の腐敗と闘っています。井上裁判長は、口頭弁論を再開せよ！ 仮執行宣言による建物破壊は絶対に許さない！

（4月27日）



現闘本部と「ハ」の字誘導路の位置関係。無理を重ねて造った暫定滑走路の誘導路は、現闘本部と市東孝雄さんの畑によって「ハ」の字に曲がっている。欠陥ナリタを象徴するこの問題を解消しようとして、空港会社は本件裁判を起こした

現闘本部に土地を提供した石橋政次氏は、後に条件交渉に転じ所有地を売り渡したが、現闘本部の底地は分筆して反対同盟に残した。

1番・仲戸川判決は、何の根拠もなく地上権を否定し、分筆や念書、領収証など、地上権を証明する証拠を「奪われてしまった」と決めつけた。その根拠としたのが、底地を空港会社に売った長男の妻の陳述書。

しかし、長男の妻は、石橋氏が変節する直前に結婚したのだから、契約当時の石橋氏の意識や地上権契約、建設経過等についてはまったく知らない。この重要証人の調べでは、異例のビデオ・リンクを採用し、直接対面による証人調べを求めた。

虚偽の陳述書と証人隠しのビデオ・リンク

現闘本部裁判とは

この裁判は、成田空港の欠陥のひとつである「ハ」の字に曲がった誘導路をめぐる裁判です。建設予定地の建物を撤去しようとして、2004年3月に成田空港会社が建物所有者の反対同盟を相手に起こしました。

最大争点—— 反対同盟の地上権

最大の争点は地上権（反対同盟が土地を正当に使用することのできる権利）です。

これを立証するために、反対同盟は、①登記された木造建物の存在を確認する現地検証、②旧地主の念書や地代支払いの事実を明らかにする公正な証人調べを請求しました。

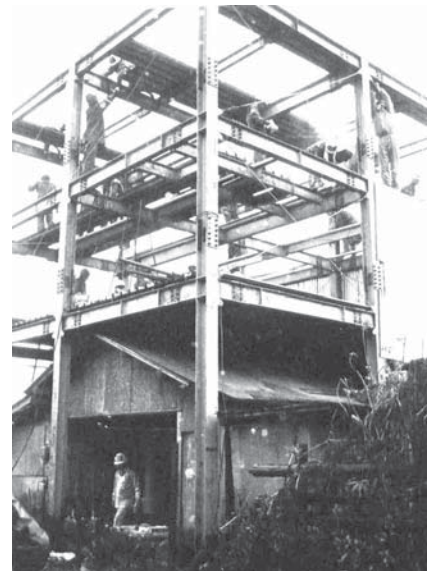
ところが仲戸川裁判長（千葉地裁民事第5部）は、現地検証をかたくなに拒否。最重要証人（旧地主の長男の妻）の尋問にも偽証をゆるす不当な指揮を乱発して、結審期日を指定しました。

しかも、その結審のなんと3週間前になって、空港会社が突然出した「訴状訂正申立」にも、反対同盟に防御の機会を与えることなく結審を強行したのです。不利な審理をすり抜けようという空港会社の意図は明らかでした。

根拠のない予断で地上権を全面否定

出された判決は、予断と偽証による地上権の全面否定！「この種の反対運動は使用貸借が通常」などと、根拠なく一方的に決めつけるズサンなものでした。

だから現地検証も証人調べも不要というのです。まさに本末転倒です！一審判決は認められません。

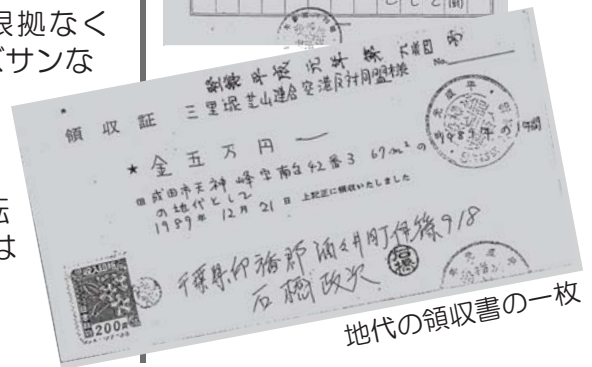
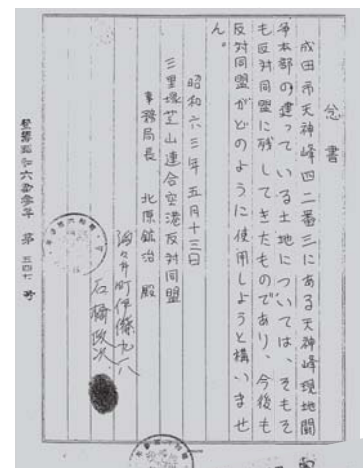


建物は二重構造、登記された木造建物は現存する

上の写真は鉄骨造り建物を建設中の様子（1998年撮影）。この建物の中には、1966年に建てられ、小川三男代議士（当時）名義で登記された木造建物がある。

旧地主の石橋政次氏（反対同盟副委員長）当時）は、反対同盟のために地上権を設定し、どのように使用してもよいという念書を書いた。年額5万円の地代が支払われたことを示す領収証もある（下写真）。

ほかに、石橋氏の陳述書、小川三男氏が名義人になったいきさつを述べた小川純子さん（三男氏の妻）の陳述書などが提出されている。



5・20 判決強行を許さない！